

第 27 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 4年 9月 27日 (火) 15時00分～16時02分

●場所

芽室町役場 2階 会議室 7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
- 日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件
- 日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件
- 日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
- 日程第11 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
- 日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件
- 日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第14 議案第8号 現況証明願の件
- 日程第15 議案第9号 芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書提出の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穰治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉	10番 谷口 栄治	11番 廣江 英幸	12番 後藤 和則
13番 西川 幹生	14番 相澤 研二	15番 浅井 隆久	16番 森本 敏彦
17番 浅野 博文			

●欠席委員

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

●議事録署名委員

7番 森田 文秀 8番 横溝 勲

(15時00分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に7番 森田委員、8番 横溝委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番から番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番から番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。それでは、小寺現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○3番（小寺委員） 3番小寺。農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了若しくは事業完了に伴い現地調査を実施しましたので報告する。

9月15日午後3時より役場会議室8において現地調査委員会を開催しました。調査委員に島部委員、平林委員、後藤委員、浅井委員、そして私小寺、事務局より藤野局長、土田次長が出席しています。調査概要の説明を受けた後、次の件について現地調査を実施しました。

調査の結果、農地として復元していたことを認めましたので報告します。

○議長（島部会長） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。廣江あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○11番（廣江委員） 11番廣江。あっせん委員会を9月16日に開催しました。あっせん委員として道下委員、坂下委員、相澤委員、浅野委員、そして私、廣江、事務局から藤野局長、竹川係長が出席しています。

当日は、午後1時30分から役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、午後3時30分からあっせん委員会を開催しました。

それでは結果について報告します。

番号1及び番号2については、あっせんが成立しました。

番号3及び番号4については、売買の申し出があり、受け手の調整を行いましたが、受け手の資金調達等に時間を要することから、あっせんを打ち切り不成立となりました。

あっせん内容の詳細については、資料で御確認ください。

○議長（島部会長） ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

●日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で議案第1号を終わります。

●日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 敬松委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（敬松委員） 2番敬松です。申請地は、旧JAめむろ北伏古店から河西方向に進み、高規格道路を超え約2.5キロメートルに譲渡人の住宅があり、そこより約500メートル西側にあります。譲渡人は、帯広市と芽室町に農地をもち営農していましたが、10年ほど前に離農され、3年ほど前になくなった配偶者より相続されたもので、計画的に売却を考えているとのこと。譲受人は、就農後25年ほどたっており、経営面積が少ない中、収益性の高い作物を作付けし営農しております。周囲の方の理解も得られていることから問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので番号2番、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番から番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林です。番号2番、3番の貸人については、道道55号線渋山交差点より1キロメートルほどのところで営農されておりましたが、現在後継者である借人に経営を譲っております。今般、基盤整備事業実施に先立ち、関係機関からの指導により使用貸借の申請に至ったものです。親から子への使用貸借であり問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番、番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。初めに番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求め。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあった案件については、8月26日開催の第26回農業委員会総会においてご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定し、準備が整い次第、許可することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあった案件については、8月26日開催の第26回農業委員会総会においてご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号2番については原案のとおり決定し、準備が整い次第、許可することとします。

○議長（島部会長） 以上で議案第3号を終わります。

●日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあった案件については、8月26日開催の第26回農業委員会総会においてご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関しまして、担当委員であります後藤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。先日現地を確認し、貸人から聞き取り調査を行いました。申請地は国道19号の日甜の交差点より北、十勝川を渡ったところの東側の農地です。水で苦勞してきた畑です。今回砂利を採取し、土を入れならし、優良な農地とするものです。周囲は全て

貸人の農地であり、他には影響ないものと思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号2番については原案のとおり決定します。なお、番号2番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で議案第4号を終わります。

●日程第11 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 浅井委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員） 15番浅井。先日現地調査を行いました。申請地は、芽室帯広インターチェンジの北方約5キロメートル、西士狩北5線にあります。後継者である申請者の住宅の建設を計画し、まず既存宅地周辺を検討しましたが、宅地内に適地はなく、宅地に隣接する北側の農地を検討しましたが、傾斜がきついことから断念し、既存宅地から町道を挟んで南側に計画しました。面積も必要最小限であり、やむを得ない案件であると思われま

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第5号を終わります。

●日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） 番号1番につきましては、先の報告第5号で報告のありました、あっせんが不成立となった案件であります。廣江あっせん委員長より、説明をお願いします。

○11番（廣江委員） 11番廣江。ただいま事務局から説明のあった件ですが、9月16日のあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第5号のとおり、あっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっています。

あっせん委員で協議した結果、本件については、受け手が資金調達等の理由により、速やかに買い入れることができないため、農地保有合理化事業により、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが必要と判断した案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第6号を終わります。

●日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号27番から整理番号32番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号27番から32番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号27番から整理番号32番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。まず整理番号27番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号27番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号28番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号28番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号29番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号29番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号30番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号30番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号31番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号31番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号32番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号32番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第7号を終わります。

●日程第14 議案第8号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第14 議案第8号 現況証明願の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第8号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番から番号4番朗読】

○議長（島部会長） 次に、小寺現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○3番（小寺委員） 3番小寺。9月15日午後3時より役場2階会議室8で現地調査委員会が開催されました。調査委員は 島部委員、平林委員、後藤委員、浅井委員、と私小寺、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。事務局、担当委員から説明があった後、現地調査を行いました。

現地調査の結果、番号1番、番号2番、番号3番、そして番号4番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。まず番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第8号を終わります。

●日程第15 議案第9号 芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書の件

○議長（島部会長） 次に、議案第9号 芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書の件を議題といたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第9号 芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書の件。農業経営基盤強化促進法第2条の規定により、芽室町より意見を求められた次の芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて審議を求める。

次のページにあるように9月13日付けで芽室町より基本構想見直しについて、意見照会があったものです。

【見直し案説明】

○議長（島部会長） ただ今、事務局より議案の説明がありましたが、芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、見直しについて、「異議のない旨」決定いたします。

○議長（島部会長） 以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第27回総会を閉会いたします。

(16時02分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 9月27日

議 長 (農業委員会会長)

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員